

関西看護医療大学教授会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、関西看護医療大学学則（以下「学則」という。）第12条第4項の規定に基づき、関西看護医療大学教授会（以下「教授会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(構成)

第2条 教授会は、学長、副学長（学則第7条に定めるところにより、この職を置く場合に限る。）、看護学部長、教授及び事務局長をもって構成し、学則第12条第3項の規定に基づき、准教授及び講師（常時勤務する者に限る。）その他の職員を加えることができる。

(審議事項)

第3条 教授会は、次の事項を審議する。

- (1) 教育、研究に関する事項
- (2) 教員人事に関する事項
- (3) 学科目の編成に関する事項
- (4) 学生の単位取得に関する事項
- (5) 学生の入学、退学、転学、留学、休学、復学及び除籍に関する事項
- (6) 学生の卒業認定に関する事項
- (7) 学生の諸活動及び学生指導に関する事項
- (8) 学生の処罰に関する事項
- (9) 学則の改正に関する事項
- (10) 学内教育施設に関する事項
- (11) その他学長が必要と認める事項

(招集及び議長)

第4条 教授会は、学長が招集し、その議長となる。

2 学長に事故があるとき又は学長が欠けたときは、学長があらかじめ指名した者が、その職務を代行する。

(会議)

第5条 教授会の会議は、定例会議と臨時会議とする。

2 定例会議は、毎月特定の日を定めて開催する。ただし、審議する事項がないときは休会とし、事前に構成員に通知するものとする。

3 臨時会議は、学長が必要と認めるとき又は構成員の3分の1以上の者から審議する事項を示して要求があったときに開催する。

4 学長は、教授会の開催にあたっては、教授会で審議する事項その他必要な事項をあらかじめ構成員に通知するものとする。ただし、緊急やむを得ない場合にあつては、この限りではない。

(定足数)

第6条 教授会は、構成員の3分の2以上の出席がなければ会議を開くことができない。

2 学外研究、公務出張その他の事由により、長期にわたり教授会に出席できない者があるときは、その期間、当該者を構成員の定数から除くことができる。

(決議)

第7条 教授会の議事は、出席構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。ただし、教授会が特に重要と認めた事項については、出席構成員の3分の2以上をもって決する。

(構成員以外の者の出席)

第8条 教授会が必要と認めるときは、構成員以外の職員の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(議事録)

第9条 教授会の議事については、議事録を作成し、議事に経過及び結果を明らかにしておかなければならない。

2 議事録には、議長及び議長が指名する出席構成員2人が署名しなければならない。

(庶務)

第10条 教授会の庶務は、事務局経営企画課において処理する。

(実施規定)

第11条 この規程に定めるもののほか、教授会の運営に関し必要な事項は、教授会の議を経て、学長が定める。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年5月27日から施行し、平成22年4月1日から適用する。